

市内保育施設
保護者の皆様へ

市内保育施設における風水害発生時等の対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

近年、これまでに経験したことのない異常気象の発生も多く、今後も最大級の警戒が必要な気象状況の発生が予想される状況下において、保育施設では、園児や職員の生命と身体の安全を守るための安全かつ適切な対応が求められております。また、学校や幼稚園とは異なり、臨時休園等を行うことができる旨を定めた法令が整備されていない保育施設において、各市区町村で臨時休園等の基準を策定するよう厚生労働省から要請されました。

立川市としては、これらを踏まえ、身の危険を伴う気象情報や避難情報の発令時において、登降園時や出退勤時も含めた、子どもや保護者、職員の安全確保につながる臨時休園等の基準について、次ページのとおり作成しました。

保護者の皆様におかれましては、これらの趣旨を踏まえご理解いただくとともに、風水害発生時等における家庭保育へのご協力も併せてお願いいたします。

なお、今回お示した基準等についてご意見・ご要望等がある場合は、以下のQRコードから立川市ホームページ内の指定画面へアクセスし、必要事項についてご記入の上、9月16日（水）までに回答願います。

（ホームページからの回答の他、紙による回答も可能です。恐れ入りますが、各保育施設事務局へお申し出の上、ご提出願います。）

【QRコード】



ホームページ

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/kosodate/kosodate/hoikuen/202009enquete.html>

（問い合わせ）

立川市子ども家庭部保育課

庶務係長 和田

電話 042-528-4322

e-mail:hoiku@city.tachikawa.lg.jp

（裏面へ続く）

市内保育施設における風水害発生時等の対応

【想定】台風や大雨を伴う前線の接近等、発生が一定程度予測できる非常事態を対象とし、地震のように発生の予測が困難な場合は除くものとする。

1 基準について

(1) 災害発生前（前日以前） ※開園時間中（休日の場合は夕方ごろまで）に判断いたします。

次のいずれかに当てはまる場合、当該日を臨時休園（原則）とする。

- ①市から避難情報等の発令等が予想される場合（警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上で警戒レベル4（避難勧告・避難指示）になる見通し）
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報の発表が予想される場合
- ③気象状況により、園児や職員の登園・出勤時の安全確保が困難な状況が予想される場合（交通機関の乱れ（計画運休等））

※仕事の都合等、やむを得ず保育が必要な場合、当該日の前日までに特別保育への参加について各保育施設へ申請する。

(2) 災害発生当日＝午前6時の時点

次のいずれかに当てはまる場合、臨時休園（原則）とする。

- ①市から避難情報等の発令がされている場合（警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上で警戒レベル4（避難勧告・避難指示）になる見通し）
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報が発表されている場合
- ③気象状況により、園児や職員の登園・出勤時の安全確保が困難な状況となっている場合（交通機関の乱れ（計画運休等））

※仕事の都合等、やむを得ず保育が必要な場合、前日までに特別保育への参加について各保育施設へ申請する。

※午前6時から開園時間までの間に、上記のいずれかの状況となった場合も、臨時休園の決定ができるものとする。

臨時休園を決定した場合には、開園時間前に発令等が解除されても、しばらくは警戒が必要なため終日休園とする。

(3) 在園中

次のいずれかに当てはまる場合、開園（原則）を継続するとともに、早めのお迎えを要請する。

- ①市から避難情報等の発令がされた場合（警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上で警戒レベル4（避難勧告・避難指示）になる見通し）
- ②気象庁等から「特別警報」（警戒レベル5相当）等の防災気象情報が発表された場合
- ③気象状況により、園児や職員の降園・退勤時の安全確保が困難な状況となった場合（交通機関の乱れ（計画運休等））

※避難が必要となった場合、各保育施設は、防災計画等に基づき、園内外の安全な場所へ園児を避難させる。

2 周知について

臨時休園等の措置を決定した場合は、市は速やかに各保育施設へ通知するとともに、各保育施設から保護者の皆様へ速やかに周知します。

3 その他

- ・防災情報等の有無にかかわらず、河川の水位が危険な状況になる場合も想定されることから、洪水ハザードマップの危険地域に位置する保育施設について、個別に対応する場合があります。
- ・特別保育の実施が困難（洪水ハザードマップの危険地域に位置する、十分な職員体制確保が困難等）な場合は、近隣の同一法人施設や公立保育園等で代替保育の実施を検討します。
- ・代替保育では、アレルギー対応等を考慮し弁当持参を原則とします。また、代替施設へ登園する園児数によっては、担当保育士等が代替施設へ赴き、保育を実施する場合も想定します。